

川崎市動物愛護センター所長 前迫様
譲渡担当獣医師 西村様

平成 21 年 2 月 2 日
犬猫救済の輪 結 昭子

川崎市動物愛護センター収容幼猫譲渡要望に関する補足

当会の協力体制について補足させていただきます。

川崎市動物愛護センターのホームページには次のように記載されています。(引用)

＞迷い込んだ猫や拾ったねこの引取り依頼があった場合には、故意又は悪意により捕獲した猫を引取ることがないよう十分な注意を払い所有者不明猫として引取り、公示を行い、健康状態に留意しながら飼養管理をしています。この猫の大部分は「子猫」で、産み捨てられた子猫等を拾得者から引取る場合がほとんどです

<http://www.city.kawasaki.jp/35/35dobutu/home/gyoumugaiyou/302hikitori.html>

以下は当会の見解です。昨年 4 月～12 月の貴センター猫引取り総数は 798 匹（負傷収容 159 匹は含まない）であり、平均で月に 88 匹以上、日に 3 匹前後がセンターに引き取られた計算となります。しかもそのほとんどが「産み捨てられた子猫」であるにもかかわらず、当会が「子猫は収容されていますか」とお聞きするたび、「いません」とのお返事が続いています。子猫に限らずこれほど多くの猫が引き取られている中、貴センターのホームページに記載されている「公示を行い、健康状態に留意しながら飼養管理をしています。」は、事実と大幅に異っており、残念ながら大部分の子猫が引き取り後、即殺処分となっていると思われます。この 9 ヶ月間に貴センターから生きて譲渡された子猫はわずか 34 匹でした。（ちなみに当会では、同期間に一般家庭へ譲渡した猫の数は 131 匹です。）貴センターが引き取り後、即殺処分している理由としては、特に子猫の場合、保管にかかわるセンターの人手や手間、設備等の問題があるのではないかと考えられます。尚、環境省「譲渡支援のためのガイドライン」ではこの部分を補うために、団体やボランティアに協力を求めることが示唆されています。当会としても登録譲渡団体として、次のような協力体制で 1 匹でも多くの幼い命を救いたいと考えております。

- 1) センター収容後の飼養や保管がセンター職員の皆様の負担とならないように可能な限り協力いたします。
- 2) 当会に譲渡された猫は必要に応じて、動物病院で適切な治療を行います。
- 3) 当会から一般家庭への譲渡にあたっては慎重にマッチングを行い、不妊措置の約束をしていただくことを譲渡の条件とします。
- 4) 一般家庭への譲渡後の追跡調査も行います。（飼育状況、不妊措置等）
- 5) 当会への譲渡動物には全責任を負います。
- 6) センターのホームページ内、譲渡情報提供がより整備されるまでの間も、当会へは幼猫収容の情報は、随時、電話、メールなどで簡単にお知らせくだされば、できる限り迅速に対応いたします。

収容動物の不幸な殺処分を減らすために、ぜひとも早急にご対応くださるようお願い申し上げます。